

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年7月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500778号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600081号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月14日は23万8,000円、平成18年12月15日は20万円、平成19年12月14日は18万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月14日、平成18年12月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月14日、平成18年12月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月14日

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された取引明細書及び複数の同僚から提出された賞与明細書(以下「資料等」という。)により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①は25万円、請求期間②及び③は20万円)を支給され、当該賞与から厚生年金保険料(請求期間①及び②は1万6,975円、請求期間③は1万3,580円)を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までの標準賞与額については、上述の資料等により推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は23万8,000円、請求期間②は20万円、請求期間③は18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保管しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500860号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600082号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年1月7日、喪失年月日を昭和63年2月26日に訂正し、昭和63年1月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和63年1月7日から同年2月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年1月7日から同年2月26日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月7日から同年2月26日まで

私は、昭和63年1月からA社に在職しており、昭和63年2月の給料で厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、i) 請求者が所持するA社が発行した昭和63年分給与所得の源泉徴収票によると、昭和63年1月7日就職、昭和63年2月25日退職と記載されていること、ii) 請求期間に同社に係る雇用保険被保険者記録のある同僚が請求者と一緒に当該期間に勤務していたと回答していることから判断すると、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者が所持するA社発行の給与明細書によると、請求期間について、同社から給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、A社は、昭和63年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間については適用事業所としての記録がないところ、i) 商業登記簿謄本によると、昭和13年7月*日に設立された法人であること、ii) 雇用保険の記録によると、請求者は雇用保険被保険者記録がないものの、請求期間に係る同社

から支給された給与から雇用保険料が控除されており、請求者以外に同僚2名の雇用保険被保険者記録が確認できること、iii) 日本年金機構B事務センターは、同社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていた旨の回答をしていることから、同社は当該期間に厚生年金保険法第6条第1項に規定された適用事業所の要件を満たしているものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上述の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構B事務センターの資格取得時の標準報酬月額の回答から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求期間当時の事業主は不明と回答しているものの、請求期間において、同社が厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の昭和63年1月7日から同年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600085号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を25万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500832号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600086号

第1 結論

請求者のA社における平成19年5月1日から平成20年4月1日までの期間における標準報酬月額を15万円から30万円に訂正することが必要である。

平成19年5月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年5月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成19年5月1日から平成20年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年5月から同年8月までは30万円から32万円、平成19年9月から平成20年3月までは30万円から34万円とする。

平成19年5月から平成20年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額30万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年5月1日から平成20年4月1日まで

請求期間について、A社から実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。明細書等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を保険給付の基礎となる記録及び事実に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与支給明細書及びB市から提出された平成21年度給与支払報告書(以下「給与支給明細書等」という。)により、オンライン記録の標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額の支給を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基

づき決定又は改定される標準報酬月額（平成19年5月から同年8月までは32万円、平成19年9月から平成20年3月までは34万円）より低額の30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与支給明細書等において認められる厚生年金保険料控除額により30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、C年金事務所より提出されたA社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、請求者の報酬月額は、上述の給与支給明細書等で確認できる報酬月額よりも低額で届出されていることが確認でき、事業主は当該給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は請求期間について、年金額に反映しないとしても事実を即した標準報酬月額の訂正を求めているところ、上述の給与支給明細書等により、請求者の請求期間に係る報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、平成19年5月から同年8月までは32万円、平成19年9月から平成20年3月までは34万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与支給明細書等において認められる報酬月額により、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間は32万円、平成19年9月1日から平成20年4月1日までの期間は34万円とすることが必要である。

ただし、平成19年5月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額30万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500833号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600088号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年11月12日、喪失年月日を平成23年11月1日に訂正し、平成21年11月から平成23年10月までの標準報酬月額については、平成21年11月から平成22年3月までは12万6,000円、平成22年4月は9万8,000円、平成22年5月から同年11月までは12万6,000円、平成22年12月から平成23年2月までは9万8,000円、平成23年3月及び同年4月は12万6,000円、平成23年5月から同年9月までは9万8,000円、平成23年10月は11万8,000円とすることが必要である。

平成21年11月12日から平成23年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年11月12日から平成23年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年11月12日から平成23年11月12日まで
請求期間について、A社で働いていたが、厚生年金保険の記録がない。
給料から保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成21年11月12日から平成23年10月31日までの期間について、請求者から提出された技能実習修了証書、2009年12月、2010年4月、同年6月、同年9月、2011年3月、同年4月及び同年10月の給与明細書(以下、給与明細書という。)、B入国管理局から提出された外国人

登録原票並びに課税庁から提出された 22 年度、23 年度及び 24 年度の給与支払報告書により、請求者は、当該期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、上述の給与明細書及び給与支払報告書によると、請求者は、平成 21 年 11 月から平成 22 年 3 月までは 16 万円、平成 22 年 4 月は 9 万 8,000 円、平成 22 年 5 月は 16 万円、平成 22 年 6 月は 19 万円、平成 22 年 7 月及び同年 8 月は 16 万円、平成 22 年 9 月は 19 万円、平成 22 年 10 月及び同年 11 月は 16 万円、平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月までは 11 万 8,000 円、平成 23 年 3 月は 22 万円、平成 23 年 4 月は 13 万 4,000 円、平成 23 年 5 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、平成 23 年 10 月は 13 万 4,000 円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、平成 21 年 11 月から平成 22 年 11 月までは 12 万 6,000 円、平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月までは 9 万 8,000 円、平成 23 年 3 月及び同年 4 月は 12 万 6,000 円、平成 23 年 5 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、平成 23 年 10 月は 11 万 8,000 円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 21 年 11 月 12 日から平成 23 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、平成 21 年 11 月から平成 22 年 3 月までは 12 万 6,000 円、平成 22 年 4 月は 9 万 8,000 円、平成 22 年 5 月から同年 11 月までは 12 万 6,000 円、平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月までは 9 万 8,000 円、平成 23 年 3 月及び同年 4 月は 12 万 6,000 円、平成 23 年 5 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、平成 23 年 10 月は 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 11 月 12 日から平成 23 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 20 年 11 月 12 日から平成 21 年 11 月 12 日までの期間については、上述の外国人登録原票及び技能実習修了証書から、研修生として、A 社にて技能実習を受けていたことが確認できるものの、同社の事務担当者は、研修期間については給与を支払っていない旨陳述し

ている。

また、請求期間のうち、平成 23 年 11 月 1 日から同年 11 月 12 日までの期間については、上述の給与支払報告書に記載された退職年月日及び外国人登録原票の居住地変更記録から、請求者は、平成 23 年 10 月 31 日に A 社を退職していることが確認できる。

このほか、請求者の平成 20 年 11 月 12 日から平成 21 年 11 月 12 日までの期間及び平成 23 年 11 月 1 日から同年 11 月 12 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、平成 20 年 11 月 12 日から平成 21 年 11 月 12 日までの期間及び平成 23 年 11 月 1 日から同年 11 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500844 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1600089 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 26 万円から 28 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 9 月及び同年 10 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月及び同年 10 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 62 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 25 年 8 月 8 日から同年 11 月 1 日まで

A 社から支給された給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金の記録が異なるので、訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、A 社から提出された請求者に係る平成 25 年度賃金台帳により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）を超える報酬月額（27 万 9,110 円）の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（28 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届訂正届を

年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は請求者に係る上述の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成25年8月8日から同年9月1日までの期間については、上述の賃金台帳により、28万円の標準報酬月額に相当する報酬月額（27万9,110円）の支払を受け、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成25年8月8日から同年9月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（26万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500845 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1600091 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 8 月 8 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 26 万円から 28 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 8 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 8 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 62 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 25 年 8 月 8 日から同年 11 月 1 日まで

A 社から支給された給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金の記録が異なるので、訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された請求者に係る平成 25 年度賃金台帳により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）を超える報酬月額（28 万 620 円）の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（28 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届訂正届を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は請求者に係る上述の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500840号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年9月15日から昭和53年7月18日まで

私は、A社に昭和52年9月に入社し、B市内の店舗で販売等を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いのないので年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A社において、昭和53年7月19日に取得、昭和55年1月15日に離職していることが確認できるところ、当該記録は厚生年金保険の記録と符合している。

また、請求期間及び昭和53年7月19日に請求対象事業所の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、請求者と一緒に新入社員研修を受けたと記憶する同僚は、昭和53年7月19日に資格取得しており、入社してすぐに厚生年金保険の記録がある、請求者とは同期だったと思う旨回答している。

さらに、他の複数の同僚も入社してすぐに厚生年金保険の記録がある旨回答している上、請求期間に係る給与明細書を保管している同僚はおらず、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、A社は、平成24年8月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業を承継しているC社は、請求期間における届出及び保険料納付について不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600102号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和28年10月1日まで

前回、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが訂正は認められないとする平成27年7月24日付けの通知を受け取った。

しかし、私は、請求期間にA社に勤務していたことは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている。再度審議の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、B社から提出された従業員雇入者名簿の写し及び同僚の陳述から、請求者が昭和27年4月1日から同社に勤務していたことが推認できるものの、i) 請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上記従業員雇入者名簿において、試用開始日が昭和27年4月1日と記録されている同僚12人に係る厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、全員が2年5か月後の昭和29年9月1日と記録されていること、ii) 請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しにも、「初めて被保険者となった日 昭和29年9月1日」と記載されていることが確認できること、iii) 同社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和29年9月1日と記録されている複数の同僚は、昭和27年3月に中学を卒業し同社に入社したが、当時全員が臨時工として入社し、自身の被保険者記録も昭和29年9月1日まで記録がない旨陳述しているため、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められることなどから、既に平成27年7月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている旨強く主張し、記憶している同僚の名前を挙げ、

再度、訂正請求を行っているものである。

しかし、今回請求者が名前を挙げた同僚に新たな同僚は含まれておらず、再度、調査しても、請求期間のA社における請求者に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける事情はなく、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度、検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500816号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600087号

第1 結論

昭和31年6月から昭和33年12月までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和35年2月から昭和37年2月までの請求期間について、請求者のB社(請求期間当時は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和31年6月から昭和33年12月まで
② 昭和35年2月から昭和37年2月まで

私は、昭和31年6月から昭和33年12月までは、D社の経営する飲食店「E」で勤務し、昭和35年2月から昭和37年2月まではB社で勤務した。しかし両社とも厚生年金保険被保険者の記録がない。間違いなく勤務していたので請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、D社が経営していた飲食店「E」に勤務していたと主張しているところ、D社の経理担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成28年1月であり、それ以前は関連会社であるA社において厚生年金保険に加入させていた旨の陳述をしている。

そのA社は、厚生年金保険の適用事業所になったのは、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿から昭和57年6月1日と確認でき、請求期間①にはどちらの事業所も適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和57年6月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、昭和42年にD社に入社したが、当時は会社が厚生年金保険に加入していなかった旨の陳述をしている上、請求者が名前を挙げた同僚につ

いても、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の請求期間における勤務実態が確認できない。

加えて、D社及びA社には、請求期間当時の資料が保存されていないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、請求者から提出された出勤カード及び同僚の回答から、請求者は、期間は特定できないものの、B社の前身であるC社が経営する飲食店「F」に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が名称変更した事業所であるG社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については、不明と回答している上、同社には当時の資料が保存されていないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社において飲食店の責任者であった同僚は、同社の飲食店に勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについて、店舗の責任者等永年勤続者を除いては厚生年金保険に加入していなかった旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500850 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600090 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年から平成 2 年まで

A 社の経営する店舗で勤務し、国民健康保険に加入した記憶はない。在職中には、健康保険証を使用して病院を受診したと思うので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の事業主 (請求期間当時の事業主の子) の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が A 社の経営した店舗に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社の事業主によると、請求期間当時の事業主は亡くなっており、当時の資料を保管していないため厚生年金保険の取扱いは不明である旨を陳述している上、オンライン記録において A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認できない。

また、請求者が請求期間に健康保険証を使用し受診したとする C 病院及び D 病院に照会したものの、いずれの医療機関も当時の受診記録を保管していない又は不明である旨を回答しており、請求者の当該期間における受診記録を確認することができない。

さらに、請求期間当時の住所地である E 県 F 市役所の担当者は、請求期間の一部を含む平成元年 11 月 1 日から平成 3 年 9 月 1 日までの期間において、請求者が国民健康保険に加入していた旨を陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保管していない旨を陳述していることから、厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。